

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年5月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401313 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500008 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額については 11 万円から 20 万円とする。

平成 24 年 8 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 24 年 8 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までの標準報酬月額については 22 万円とする。

平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額及び平成 25 年 1 月から同年 3 月までの訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年 8 月 1 日から平成25年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の報酬額に見合っていない。資料を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された支給明細書及び預金通帳並びに日本年金機構の回答により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20 万円）及び事業主から届出されるべき厚生年金保

険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（20 万円又は 22 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（11 万円）を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求者の平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 8 月から同年 12 月までは 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間について、請求内容どおりの届書を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間について、支給明細書及び預金通帳により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20 万円及び 11 万円）を上回っていることが確認できることから、請求者の平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までの標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額及び平成 25 年 1 月から同年 3 月までの訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 〓 関東信越（東京）（受）第 2401188 号

厚生局事案番号 〓 関東信越（東京）（厚）第 2500006 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成 3 年 9 月 29 日と記録されているが、同社を退職したのは同年 9 月 30 日であり、正しい資格喪失年月日は同年 10 月 1 日となるはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者の A 社における離職年月日は平成 3 年 9 月 28 日と確認できる。

また、A 社から提出された「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」には請求者の喪失年月日が平成 3 年 9 月 29 日と記載されているところ、同社の事業主は、当該被保険者名簿の記載内容から判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）により、請求者の B 厚生年金基金における加入員喪失年月日は平成 3 年 9 月 29 日であることが確認でき、請求者から提出された「厚生年金基金加入員証」にも加入員資格喪失年月日が同日である平成 3 年 9 月 29 日と記載されており、これらの加入員資格喪失年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401248 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500007 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 11 月 24 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

A 社には平成 18 年 11 月 24 日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 19 年 4 月 1 日と記録されている。面接証明書等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された面接証明書、雇用保険受給資格者証及び郵便物により、期間の特定はできないものの、請求期間のうちの一部期間において、請求者が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者から提出された A 社における労働条件が記載された書面によると、「保険関係」として「入社 3 ヶ月目より有り」と記載されていることから、請求期間当時の同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

また、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなくっており、請求者は、同社の事業主及び同僚への照会を希望しておらず、請求期間に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の入社年月日及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。